

府運陸交第345号
令和6年5月24日

(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 会長 各位

内閣府沖縄総合事務局
運輸部長

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する細部取扱いについて

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」（以下、通達という。）及び「自家用車活用事業の実施にむけた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について（令和6年3月29日旅客課長事務連絡）」（以下、事務連絡という。）の当局管内における運用及び取扱いを以下のとおり定める。

記

○ 通達 3. (1) 使用する自家用車について 関連

営業所において稼働させていない事業用自動車も自家用車活用事業に使用することができます。

この場合にあっては、以下の対策を講ずるものとする。

- ① 事業用自動車を自家用車活用事業の用に供する間、少なくとも車両の外部前方から見えやすい方法により、自家用車活用事業である旨を車両外部に表示するものとする。また、その表示方法は、各事業者とも統一的なものとし、運行主体となる事業者名を併せて表示するものとする。
- ② 事業用自動車を自家用車活性事業に供する間、乗車している旅客に見えやすい場所に、当該運送が自家用車活用事業である旨を表示することとし、併

せて、運送責任を負う運送事業者名及びその連絡先、運賃支払い方法を掲示するとともに、運転者に対し（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会（以下、協会という。）の発行する運転者証明を携行させるものとする。

○通達 3. (2) 自家用車ドライバーについて 関連

二種免許を有さない運転者に対する研修及び指導監督は、協会においても行うことができる。

○通達 3. (3) 運行管理及び整備管理 関連

運行管理者及び整備管理者の選任に必要な人数の算定にあたっては、自家用車活用事業に使用する車両の台数も含めるものとする。

○通達 3. (4) 運送形態・態様について 関連

配車アプリを搭載している車両において、当該アプリによる運送の引受けを行い、キヤッショレスにより運賃を收受するものとする。ただし、配車アプリを搭載予定であるが導入が間に合わない、高齢の利用者が配車アプリの使用が困難である等、やむを得ない場合における当分の間の措置として、別紙に定める方法により算出した事前確定運賃に準じる運賃について、收受方法を定めた場合には、これによらないことができる」ととする。

○通達 3. (5) 稼働状況の報告 関連

事業者は、使用可能な遊休タクシー車両及び自家用車活性事業に使用した遊休タクシー車両の稼働状況等について様式1により記録し、協会は、四半期ごとに取り纏め陸運事務所へ報告するものとする。

以上

【別紙】

【事前確定運賃の算出方法】

A	発着地点間の距離	[Km]
B	距離制初乗運賃の距離	[Km]
C	距離制加算運賃の距離	[Km]
D	距離制初乗額	[円]
E	距離制加算額	[円]
F	距離制加算運賃のみの額	[円]
G	係数	
H	深夜早朝割増	
I	障害者割引	
J	有料道路通行料金	[円]

(注) 管内における係数は以下のとおりとする。

営業区域	係数
沖縄本島	1.15
沖縄本島以外の営業区域	1.13

(注) ①から③の順で計算する。

① $F = \{(A - B) \times C\} \times E$

※ $\{(A - B) \times C\}$ は端数切捨

② 事前確定運賃 = $(D + F) \times G$

※端数は1円単位を四捨五入

③ 割引等適用の場合 = 事前確定運賃 $\times H \times I + J$

※端数は1円単位を切捨

事業者名 :

○タクシーが不足する時間帯： 金・土 16:00 ~ 翌 5:00

日付															
曜日															
遊休タクシー															
車両数															
自家用車活用事業															
配置車両数															
稼働車両数															
稼働時間															
稼働ドライバー数															
運行回数															
実車距離															

【記載例】

日付	6/7	6/8
曜日	金	土
遊休タクシー		
車両数	3	2
自家用車活用事業		
配置車両数	1	1
稼働車両数	1	1
稼働時間	4h	10h30m
稼働ドライバー数	1	3
運行回数	5	10
実車距離	30	50

稼働していないタクシー車両数

複数のドライバーが同じ車両を
運行した場合も実際の車両数を

自家用車活用事業としての稼働時間

不足する時間帯における稼働ドライバーの数

自家用車活用事業としての乗車回数

自家用車活用事業としての実車距離